

安全データシート



1. 化学品及び会社情報

法人名 : 国立研究開発法人産業技術総合研究所
 住所 : 東京都千代田区霞が関 1-3-1
 担当部門 : 計量標準総合センター 計量標準普及センター 標準物質認証管理室
 担当者 : 認証標準物質担当
 電話番号 : 029-861-4059 ファックス番号 : 029-861-4009
 緊急連絡電話番号 : 同上

作成日 : 2021年4月23日

改正日 : -

整理番号 : 9006001

化学品の名称 : 標準物質 NMIJ RM 9006-a
 ファインセラミックス用アルミナ微粉末 (高純度)
 (Fine Alumina Powder for Fine Ceramics –High Purity)
 推奨用途及び使用上の制限 : 本標準物質は、ファインセラミックス用アルミナ微粉末試料であり、標準物質調製や技能試験試料に用いることができる。試験・研究用以外には使用しないこと。
 本標準物質は、標準物質 (日本産業規格 (JIS) Q0030 に定められるもの) である。

2. 危険有害性の要約

化学品のGHS分類 : 健康に対する有害性
 特定標的臓器毒性 (単回ばく露) : 区分3 (気道刺激性)
 特定標的臓器毒性 (反復ばく露) : 区分1 (肺; 吸入)

GHSラベル要素 :



注意喚起語 : 危険
 危険有害性情報 : 呼吸器への刺激のおそれ
 長期又は反復暴露による臓器の障害 (肺; 吸入)
 注意書き : [安全対策]
 この製品を使用する時に、飲食又は喫煙をしないこと。
 屋外又は換気の良い場所でのみ使用すること。
 粉じん、ミストの吸入を避けること。
 取扱い後はよく手を洗うこと。
 [応急措置]
 眼に入った場合、清浄な水で十分に洗い流す。眼の刺激が続く場合は、医師の診断、手当を受けること。
 気分が悪い場合、医師の診断/手当を受けること。
 吸入した場合、空気の新鮮な場所に移し、呼吸しやすい姿勢で休息さ

せること。

[保管]

直射日光や高温多湿を避け、室温で清浄な場所に保存する。一度開封した場合は密栓した状態で保存すること。

[廃棄]

関連法規ならびに地方自治体の条例に従うこと。

都道府県知事の許可を得た専門の廃棄物処理業者に処理を委託する。

上記で記載が無い危険有害性は分類対象外又は分類できない。

その他の有害性情報 : 眼に対して刺激性がある。

3. 組成及び成分情報

化学物質・混合物の区別	: 単一製品
化学名又は一般名	: 酸化アルミニウム
別名	: アルミナ、三酸化アルミニウム
CAS 番号	: 1344-28-1
含有量	: 約 99.5 %以上
化学式又は構造式	: Al_2O_3
分子量	: 101.96
官報公示整理番号 (化審法)	: 1-23
官報公示整理番号 (安衛法)	: 公表

4. 応急措置

吸入した場合	: 空気の新鮮な場所に移し、安静、保温に努める。医師の診断を受ける。
皮膚に付着した場合	: 清浄な水で十分に洗い流す。汚染された衣服や靴等は脱がせ、皮膚刺激又は発疹が生じた場合、医師の診断を受ける。
眼に入った場合	: 水で数分間注意深く洗うこと。必要に応じて、医師の診断、手当を受ける。
飲み込んだ場合	: 水でよく口の中を洗浄する。医師に連絡する。
応急処置をする者の保護に必要な注意事項	: 救助者は個人用保護具を着用すること。

5. 火災時の措置

適切な消火剤	: 周辺火災適応消火剤
使ってはならない消火剤	: データなし
特有の消火方法	: 火元の燃焼源を断ち、消火剤を用いて消火する。移動可能な容器は速やかに安全な場所に移す。移動不可能な場合には周辺を水噴霧で冷却する。
消火活動を行う者の特別な保護具及び予防措置	: 消火活動は風上から行い、有害なガスの吸入を避ける。防火服、耐熱服、防護衣、空気呼吸器、循環式酸素呼吸器、ゴム手袋、

ゴム長靴等の保護具を使用する。

6. 漏出時の措置

- | | |
|---------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 人体に対する注意事項、
保護具及び緊急時措置 | : 皮膚、眼及び個人の衣服の汚染を防止するため、適切な保護具を着用する。屋内の場合、処理が終わるまで十分に換気を行う。作業の際には適切な保護具を着用し、飛沫等が皮膚に付着したり、粉塵、ガスを吸入したりしないようにする。 |
| 環境に対する注意事項 | : 漏出した製品が河川等に排出され、環境への影響を起ささないように注意する。汚染された排水が適切に処理されずに環境へ排出しないように注意する。 |
| 封じ込め及び浄化の方法
及び機材 | : 漏出した製品は、ウエス、雑巾又は土砂等に吸着させて空容器に回収し、そのあとを多量の水を用いて洗い流す。 |

7. 取扱い及び保管上の注意

取扱い

- | | |
|-----------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 技術的対策
(局所排気・全体換気等) | : 取扱いは、換気のよい場所で行う。
容器を転倒させ、落下させ、衝撃を加え、又は引きずる等の乱暴な取扱いをしてはならない。
粉じん等が発生する場合は換気装置を使用する。 |
| 安全取扱注意事項
衛生対策 | : 粉塵の吸入を避ける。研究目的以外では使用しないこと。
: 産業衛生及び安全の基準に基づいて取り扱うこと。
指定された場所以外では、飲食、喫煙を行ってはならない。
取扱い後は、手、顔等をよく洗い、うがいをする。
吸い込んだり、目、皮膚及び衣類に触れたりしないように、適切な保護具を着用する。 |

保管

- | | |
|-----------|------------------------------------------------------|
| 安全な保管条件 | : 直射日光や高温多湿を避け、室温で清浄な場所に保存する。一度開封した場合は密栓した状態で保存すること。 |
| 安全な容器包装材料 | : ガラス、ポリプロピレン |

※標準物質としての適切な保管条件、使用に関する注意事項については、付属書を参照のこと。

8. ばく露防止及び保護措置

管理濃度

設定されていない

許容濃度(物質名)

- | | |
|---------------|-------------------------------------|
| ACGIH TLV-TWA | : 10 mg/m ³ (total dust) |
| 日本産業衛生学会勧告値 | : 設定されていない |
| OSHA PEL TWA | : データなし |

設備対策

- | | |
|------------|-------------------|
| 換気・排気 | : 局所排気装置又は全体換気装置。 |
| 安全管理・ガスの検知 | : - |

貯蔵上の注意	: 密封。
保護具	
呼吸用保護具	: 防じんマスク
手の保護具	: 保護手袋、
眼、顔面の保護具	: 保護眼鏡
皮膚及び身体の保護具	: 保護服

9. 物理的及び化学的性質

・物理状態	: 粉末
・色	: 白色
・臭い	: データなし
・融点/凝固点	: 2054 °C
・沸点又は初留点及び沸点範囲	: 3000 °C
・可燃性	: データなし
・爆発下限界及び爆発上限界/可燃限界	: データなし
・引火点	: データなし
・自然発火点	: データなし
・pH	: データなし
・動粘性率	: データなし
・溶解度	: 水、酸に不溶
・n-オクタノール/水分配係数	: データなし
・蒸気圧	: データなし
・密度及び/又は相対密度	: データなし
・相対ガス密度	: 4.0 g/cm ³
・粒子特性	: データなし

10. 安定性及び反応性

反応性	: データなし
化学的安定性	: 推奨保管条件下で安定
危険有害反応可能性	: データなし
避けるべき条件	: 粉じんの発生・拡散
混触危険物質	: データなし
危険有害な分解生成物	: データなし

11. 有害性情報

急性毒性	: 経口 ラット LD ₅₀ > 5000 mg/kg (IUCLID(2000))
皮膚腐食性/刺激性	: データなし
眼に対する重篤な損傷性 /眼刺激性	: データなし
呼吸器感作性又は皮膚感作性	: データなし
生殖細胞変異原性(変異原性)	: データなし

発がん性	: ACGIH : A4 (発がん分類できない)
生殖毒性	: データなし
特定標的臓器毒性 (単回ばく露)	: 上気道刺激性(ICSC(2000))の記載がある。
特定標的臓器毒性 (反復ばく露)	: 酸化アルミニウムの職業暴露により、肺に腺維症が認められた(EHC(1997))との報告がある。
誤えん有害性	: データなし

12. 環境影響情報

生態毒性	: データなし
残留性・分解性	: データなし
生体蓄積性	: データなし
土壌中への移動性	: データなし
オゾン層への有害性	: データなし

13. 廃棄上の注意

残余廃棄物	: 廃棄においては、関連法規ならびに地方自治体の基準に従うこと。都道府県知事等の許可を受けた産業廃棄物処理業者、もしくは地方公共団体がその処理を行っている場合にはそこに委託して処理する。廃棄物の処理を委託する場合、処理業者等に危険性、有害性を十分告知の上処理を委託する。
汚染容器及び包装	: 空容器を廃棄する場合、内容物を完全に除去した後に処分する。

14. 輸送上の注意

国際規制

国連番号	: 該当なし
品名	: -
国連分類	: -
容器等級	: -
国内規制	:
陸上輸送	: 消防法、毒物及び劇物取締法、高圧ガス保安法に従う
海上輸送	: 船舶安全法、港則法に従う
航空輸送	: 航空法に従う

15. 適用法令

◇労働安全衛生法

- ・施行令第18条 名称等を表示すべき有害物
- ・施行令第18条の2 名称等を通知すべき有害物 No.189

16. その他の情報

その他

記載内容は現時点で入手できる資料、データに基づいて作成しており、全ての情報を網羅しているわけではありません。また、注意事項は通常の取扱いを対象としたものであって、特殊な取扱いの場合は、用途、用法に適した安全対策を実施の上、ご利用下さい。

記載内容は情報提供を目的としており、取扱い上のいかなる保証をなすものではありません。
